

広島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第八十二号

広島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

広島県農業協同組合法施行細則（平成十八年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「特定組合」を「特定農業協同組合」に改める。

第三条第一項中「組合は、」を「組合に係る」に改め、「掲げる申請」の下に、「申立て」を加え、「届出について」を「届出は」に改め、「定める申請書」の下に、「申立書」を加え、第九号から第十二号までを次のように改める。

九 法第十一条の二十六の規定により知事に対して行う信託法（平成十八年法律第百八号

）第四十六条第一項の規定による検査役の選任、同法第六十二条第四項（同法第百二十九条第一項、第百三十五条第一項及び第百四十二条第一項において準用する場合を含む。

）の規定による新受託者、新たな信託管理人、新たな信託監督人若しくは新たな受益者代理人の選任、同法第百二十三条第四項の規定による信託管理人の選任又は同法第百三十一条第四項の規定による信託監督人の選任の申立て 別記様式第九号による申立書

十 法第十一条の二十六の規定により知事に対して行う信託法第五十七条第二項（同法第七十条（同法第七十四条第六項において準用する場合を含む。）、第百二十八条第二項、第百三十四条第二項及び第百四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人又は受益者代理人の辞任の許可の申請 別記様式第十号による申請書

十一 法第十一条の二十六の規定により知事に対して行う信託法第五十八条第四項（同法第七十条（同法第七十四条第六項において準用する場合を含む。）、第百二十八条第二項、第百三十四条第二項及び第百四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人又は受益者代理人の解任の申立て 別記様式第十一号による申立書

十二 法第十一条の二十六の規定により知事に対して行う信託法第四十七条第二項又は同条第三項の規定による検査役の報告 別記様式第十二号による報告書

第三条第一項第四十号中「第百八十九条第二項」を「第二百三十二条第二項」に、「別記様式第四十一号」を「別記様式第四十六号」に改め、同号を同項第四十五号とし、同項第三十九号中「第百八十九条第一項」を「第二百三十二条第一項」に、「別記様式第四十号」を「別記様式第四十五号」に改め、同号を同項第四十四号とし、同項第三十八号中「第百七十三条第二項」を「第二百六条第二項」に、「別記様式第三十九号」を「別記様式第四十四号」に改め、同号を同項第四十三号とし、同項第三十七号中「第百六十九条第七項」を「第二百二条第七項」に、「別記様式第三十八号」を「別記様式第四十三号」に改め、同号を同

項第四十二号とし、同項第三十六号中「特定組合」を「特定農業協同組合」に、「別記様式第三十七号」を「別記様式第四十二号」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第三十五号中「別記様式第三十六号」を「別記様式第四十一号」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第三十四号中「特定組合」を「特定農業協同組合」に、「別記様式第三十五号」を「別記様式第四十号」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第三十三号中「別記様式第三十四号」を「別記様式第三十九号」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十二号中「別記様式第三十三号」を「別記様式第三十八号」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項第三十一号中「別記様式第三十二号」を「別記様式第三十七号」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項第三十号中「別記様式第三十一号」を「別記様式第三十六号」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項第二十九号中「別記様式第三十号」を「別記様式第三十五号」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項第二十八号中「別記様式第二十九号」を「別記様式第三十四号」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項第二十七号中「別記様式第二十八号」を「別記様式第三十三号」に、「別記様式第二十八号」を「別記様式第三十三号」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第二十六号中「別記様式第二十七号」を「別記様式第三十二号」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第二十五号中「別記様式第二十六号」を「別記様式第三十一号」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第二十四号中「別記様式第二十五号」を「別記様式第三十号」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十三号中「別記様式第二十四号」を「別記様式第二十九号」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十二号中「別記様式第二十三号」を「別記様式第二十七号」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十一号中「別記様式第二十二号」を「別記様式第二十六号」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十号中「別記様式第二十一号」を「別記様式第二十五号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十九号中「別記様式第二十号」を「別記様式第二十四号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十八号中「別記様式第十九号」を「別記様式第二十三号」に改め、同号を同項第十七号中「別記様式第十八号」を「別記様式第二十二号」に改め、同号を同項第十六号中「別記様式第十七号」を「別記様式第二十一号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十五号中「別記様式第十六号」を「別記様式第二十号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十四号中「別記様式第十五号」を「別記様式第十九号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十三号中「別記様式第十四号」を「別記様式第十八号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十二号の次に次の五号を加える。

十三 法第十一条の二十六の規定により知事に対して行う信託法第六十三条第一項の規定による信託財産管理命令又は同法第七十四条第二項の規定による信託財産法人管理命令の申立て 別記様式第十三号による申立書

十四 法第十一条の二十六の規定により知事に対して行う信託法第六十四条第六項（同法第七十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による信託財産管理命令又は信託財産法人管理命令の登記の抹消の嘱託の申立て 別記様式第十四号による申立書

十五 法第十一条の二十六の規定により知事に対して行う信託法第六十六条第二項（同法第七十三条及び第七十四条第六項において準用する場合を含む。）による信託財産管理者、受託者の職務を代行する者又は信託財産法人管理人の権限の単独行使若しくは分掌の許可の申請 別記様式第十五号による申請書

十六 法第十一条の二十六の規定により知事に対して行う信託法第六十六条第四項（同法第七十三条及び第七十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による信託財産管理人、受託者の職務を代行する者又は信託財産法人管理人の権限範囲を超える行為の許可の申請 別記様式第十六号による申請書

十七 法第十一条の二十六の規定により知事に対して行う信託法第五百十条第一項の規定による信託の変更命令又は同法第六百六十五条第一項の規定による信託の終了命令の申立て 別記様式第十七号による申立書

第三条第二項中「農事組合法人は、」を「農事組合法人に係る」に、「請求について」を「請求は」に改め、同項第一号中「別記様式第四十二号」を「別記様式第四十七号」に改め、同項第二号中「別記様式第四十三号」を「別記様式第四十八号」に改め、同項第三号中「別記様式第四十四号」を「別記様式第四十九号」に改め、同項第四号中「別記様式第四十五号」を「別記様式第五十号」に改め、同項第五号中「別記様式第四十六号」を「別記様式第五十一号」に改め、同項第六号中「別記様式第四十七号」を「別記様式第五十二号」に改め、同項第七号中「別記様式第四十八号」を「別記様式第五十三号」に改める。

第四条中「別記様式第四十九号」を「別記様式第五十四号」に改める。

第五条中「別記様式第五十号」を「別記様式第五十五号」に改める。

第六条中「別記様式第五十一号」を「別記様式第五十六号」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「特定組合」を「特定農業協同組合」に、「別記様式第五十二号」を「別記様式第五十七号」に改める。

第八条中「別記様式第五十三号」を「別記様式第五十八号」に改める。

第九条中「別記様式第五十四号」を「別記様式第五十九号」に改める。

別記様式第九号から別記様式第十二号までを次のように改める。

様式第9号 (第3条関係)

選任申立書

年 月 日

広島県知事 様

申立人 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

㊦

次の農業協同組合が受託者である (受託者であった) 信託について、農業協同組合法第11条の26の規定による信託法

・ 第46条第1項
・ 第62条第4項 (第129条第1項、
第135条第1項及び第142条第1項
において準用する場合を含む。)

の規定により、

・ 検査役
・ 新受託者・新信託管理人・
新信託監督人・新受益者
代理人
・ 信託管理人
・ 信託監督人

の選任を申し立てます。

住所

名称

添付書類

- 1 理由書
- 2 信託行為を証する書面等の写し
- 3 申立人と信託との関係を明らかにする書面 (申立人が委託者、受託者又は受益者以外の利害関係人である場合のみ)

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 10 号 (第 3 条関係)

辞任許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 (法人にあっては, その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては, その名称及び代表者の氏名)

⑩

農業協同組合法第 11 条の 26 の規定による信託法第 57 条第 2 項 (同法第 70 条 (同法第 74 条第 6 項において準用する場合を含む。), 第 128 条第 2 項, 第 134 条第 2 項及び第 141 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により, 信託の受託者 (信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人・信託監督人・受益者代理人) の辞任の許可を受けたいので, 次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 信託行為を証する書面等の写し

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 11 号 (第 3 条関係)

解任申立書

年 月 日

広島県知事 様

申立人 住所 (法人にあつては, その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては, その名称及び代表者の氏名)

⑩

農業協同組合法第 11 条の 26 の規定による信託法第 58 条第 4 項 (同法第 70 条 (同法第 74 条第 6 項において準用する場合を含む。), 第 128 条第 2 項, 第 134 条第 2 項及び第 141 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により, 信託の受託者 (信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人・信託監督人・受益者代理人) の解任を申し立てます。

1 信託の受託者である (受託者であつた) 農業協同組合
住所
名称

2 解任する受託者 (信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人・信託監督人・受益者代理人)
住所 (法人にあつては, その主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては, その名称及び代表者の氏名)

添付書類

- 1 理由書
- 2 信託行為を証する書面等の写し

注 1 不用の文字は消すこと。
2 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 12 号 (第 3 条関係)

報 告 書

年 月 日

広島県知事 様

住所 (法人にあっては, その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては, その名称及び代表者の氏名)

⑩

農業協同組合法第 11 条の 26 の規定による信託法第 47 条第 2 項 (第 3 項) の規定により, 調査結果を報告します。

調査年月日 年 月 日

添付書類等

信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況についての調査結果を記載し, 又は記録した書面若しくは電磁的記録

注 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第五十四号を別記様式第五十九号とし、別記様式第五十二号を別記様式第五十八号とし、別記様式第五十二号中「特定組合」を「特定農業協同組合」に改め、同様式を別記様式第五十七号とし、別記様式第四十二号から別記様式第五十一号までを五様式ずつ繰り下げる。

別記様式第四十一号中「第189条第2項」を「第232条第2項」に改め、同様式を別記様式第四十六号とする。

別記様式第四十号中「第189条第1項」を「第232条第1項」に改め、同様式を別記様式第四十五号とする。

別記様式第三十九号中「第173条第2項」を「第206条第2項」に改め、同様式を別記様式第四十四号とする。

別記様式第三十八号中「第169条第7項」を「第202条第7項」に改め、同様式を別記様式第四十三号とする。

別記様式第三十七号中「特定組合承認申請書」を「特定農業協同組合承認申請書」に、「特定組合の」を「特定農業協同組合の」に改め、同様式を別記様式第四十二号とし、別記様式第三十六号を別記様式第四十一号とし、別記様式第三十五号を別記様式第四十号とする。

別記様式第三十四号中「第188条第1項」を「第231条第1項」に改め、同様式を別記様式第三十九号とする。

別記様式第三十三号中「第185条各号」を「第228条各号」に、「第185条第1号」を「第228条第1号」に改め、同様式を別記様式第三十八号とし、別記様式第三十二号から別記様式第十三号までを五様式ずつ繰り下げ、別記様式第十二号の次に次の五様式を加える。

様式第 13 号 (第 3 条関係)

信託財産 (信託財産法人) 管理命令申立書

年 月 日

広島県知事 様

申立人 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

④

農業協同組合法第 11 条の 26 の規定による信託法第 63 条第 1 項 (第 74 条第 2 項) の規定により、信託財産管理者 (信託財産法人管理人) による管理を命ずる処分を申し立てます。

1 受託者としての任務を終了した農業協同組合

住所
名称

2 死亡した清算受託者 (信託財産法人管理命令の申立ての場合のみ)

住所
氏名

添付書類

- 1 理由書
- 2 信託行為を証する書面等の写し
- 3 申立人と信託との関係を明らかにする書面 (申立人が委託者又は信託行為により指定された受益者以外の利害関係人である場合のみ)

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 14 号 (第 3 条関係)

抹消登記嘱託申立書

年 月 日

広島県知事 様

申立人 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

④

農業協同組合法第 11 条の 26 の規定による信託法第 64 条第 6 項 (同法第 74 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により、次の信託財産管理命令 (信託財産法人管理命令) に係る登記を嘱託により抹消するよう申し立てます。

- 1 命令番号
- 2 登記年月日

添付書類

- 1 理由書
- 2 申立人が財産管理命令の後に選任された受託者であることを明らかにする書面

- 注
- 1 不用の文字は消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 15 号 (第 3 条関係)

権限単独行使 (分掌) 許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

④

農業協同組合法第 11 条の 26 の規定による信託法第 66 条第 2 項 (同法第 73 条及び第 74 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により、次の職務について信託財産管理者 (受託者の職務を代行する者・信託財産法人管理人) が単独で (分掌して) 権限を行使することについての許可を受けたいので、申請します。

単独で行う (分掌する) 職務の内容並びに職務を行う者の住所及び氏名

添付書類

- 1 理由書
- 2 仮処分命令正本 (申立人が受託者の職務を代行する者である場合のみ)

- 注
- 1 不用の文字は消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 16 号 (第 3 条関係)

権限外行為許可申請書

年 月 日

広島県知事 様

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

④

農業協同組合法第 11 条の 26 の規定による信託法第 66 条第 4 項 (同法第 73 条及び第 74 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により、信託財産管理者 (受託者の職務を代行する者・信託財産法人管理人) の権限の範囲を超える行為の許可を申請します。

権限外行為の内容

添付書類

- 1 理由書
- 2 仮処分命令正本 (申立人が受託者の職務を代行する者である場合のみ)

注 1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 17 号 (第 3 条関係)

信託変更 (終了) 命令申立書

年 月 日

広島県知事 様

申立人 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

④

農業協同組合法第 11 条の 26 の規定による信託法第 150 条第 1 項 (第 165 条第 1 項) の規定により、次の農業協同組合を受託者とする信託の変更 (終了) を命じるよう申し立てます。

住所

名称

添付書類

- 1 理由書
- 2 信託行為を証する書面等の写し

- 注
- 1 不用の文字は消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

- 1 この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の農業協同組合法施行細則による様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の農業協同組合法施行細則による様式でした申請その他の手続とみなす。